

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う
出席停止の扱いについて

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は、感染症の拡大を防ぐため、学校保健安全法施行規則第19条の規定により出席停止となります。この期間は、欠席になりませんので、治療に専念していただき、治癒して登校する際には、一週間以内（土日含む）に下記の罹患報告書を学校に提出してください。

インフルエンザ等罹患報告書

年 月 日

香川高等専門学校長 殿

年 組・工学科

氏 名:

- 1 罹患病名: インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症
- 2 発症日: 年 月 日
- 3 解熱した日: 年 月 日
- 4 登校開始日: 年 月 日
- 5 診断した医療機関:

以上のとおり報告します。

保護者氏名: _____ (印)

【参考】出席停止期間について(学校保健安全法施行規則第19条に基づく)

《インフルエンザ》

- ・発症後(翌日から数えて)5日を経過し、かつ解熱後(翌日から数えて)2日を経過するまで登校禁止とします。

《新型コロナ》

- ・発症後(翌日から数えて)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで登校禁止とします。

※学生本人の名前と医療機関受診日が確認できる、以下の書類を添付して下さい。

- ・インフルエンザ等罹患を証明する書類(検査結果報告書または薬剤情報提供書(薬の説明書)等)

学級担任印

学級担任印